

議 第 53 号

令和 2 年 2 月 20 日提出

熊本市高齢者生きがい作業所条例の一部改正について

熊本市高齢者生きがい作業所条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市高齢者生きがい作業所条例の一部を改正する条例

熊本市高齢者生きがい作業所条例（平成 19 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表熊本市白坪高齢者生きがい作業所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

白坪高齢者生きがい作業所を廃止するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。